

2017年11月24日

**LEI規制監視委員会（ROC）による市中協議文書「グローバルLEIシステム  
におけるファンド関係情報の取扱い」に対するコメント**

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、LEI規制監視委員会（ROC）が本年9月26日に公表した市中協議文書「グローバルLEIシステムにおけるファンド関係情報の取扱い」に対して、コメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。我々は、統一的な枠組みに則り、情報が登録されることにより、LEIが一層有用に機能するものと確信しており、グローバルLEIシステム（GLEIS）に記録されるレベル2情報としてのファンド関係情報について、グローバルに整合性が図られ標準化されることを歓迎する。一方、ファンドについては様々な形態が存在しており、一部明確化すべきケースがあると考えられるため、以下のとおりコメントする。ついては、今後、本件検討に当たり、我々のコメントが十分に斟酌されることを期待する。

**1. Question 1:**

Do you have comments on the definition of a “Fund Management Entity” relationship?

ファンド運用エンティティ関係の定義についてコメントはあるか。

（コメント）

ファンドにおいて、どの機能を有する者が、ファンド運用エンティティに該当するか明らかにしていただきたい。もしくは、それが難しければ、その点については、各国裁量とすることを要望する。

（理由）

市中協議文書上のファンド運用エンティティの定義\*のみでは、①ファンドでの具体的投資対象を決定し、ディーラーと取引の約定をする機能を持つ者、②ファンドの投資方針を決定し、ファンドの管理を行うための各種アレンジを行う機能を持つ者、もしくは、③ファンドが投資を行うための資金を拠出する者、④その他の機能、のいずれの機能を有する者がファンド運用エンティティに該当するか特定することができない。

欧州籍のファンドでは、①が運用業者、②が管理会社に該当すると考えられるが、各国法制によりファンドの形態は異なる可能性があり、また、ファンドにおける各機能が多国籍にわたる場合が考えられることから、どの機能を有する者がファンド運用エンティティ

\*市中協議文書において、“Fund Management Entity”は“a legal entity whose regular business is managing one or more investment funds”と定義されている。

に該当するかが示されないと、解釈が分かれる等、混乱が生じ、結果的に有用なデータを収集できない可能性がある。

また、仮に上記①の機能を持つ者を **Fund Management Entity** とする場合、ファンドによっては 1 つのファンドに複数の運用業者が関わるケースが存在するため、主たる運用業者のみを報告するのか、それとも、全ての運用業者が報告対象となるのかについても合わせて明らかにしていただきたい。

## 2. Question 14:

Do you have comments on the proposed level of verification of funds relationships? Are there appropriate sources for verifications in your jurisdiction? Should the LOU verify the statement by an entity that the entity is a fund? If so, how?

ファンド情報の検証のレベルについて、コメントはあるか。コメント提出者の法域で適切な検証に係るソースはあるか。LOUはエンティティがファンドであるとのステートメントを検証すべきか。その場合どのように検証するか。

(コメント)

ファンドか否かの検証に必要な書類の提出を求め、LOU において申請内容の検証を行うことが望ましい。ただし、そもそも検証コストを踏まえて、レベル 2 データを収集するメリットが存在するかの検討を行うべきである。

(理由)

ファンドか法人かによってレベル 2 データが異なることから、仮にファンドか否かを検証しないと、データの正確性が担保されないこととなり、形骸化することとなる。一方、コストをかけて当該形骸化防止のための対応を図る必要があるかについては、コストベネフィットの観点から、別途検討が必要である。

## 3. Question 16:

Do you support excluding at this time the relationships where a fund is simply invested in another one (as this would be covered by other types of relationships, such as Master-Feeder above, and would require further work on investment relationships, beyond funds)?

ファンドが単に他のファンドへ投資する場合の関係情報を除外する点は支持するか。

(コメント)

支持する。

(理由)

ファンドが運用目的で他のファンドへの投資を行うケースにおいては、日々その投資先ファンドは変化するのが一般的であるため、他のファンドの関係情報の把握は困難である。また、システミックリスクの把握という目的からも、そこまでの情報は不要と考える。

以上